

地域主体による生活交通の導入マニュアル概要版

■策定の根拠・目的

平成30年5月に策定した「裾野市地域公共交通網形成計画」において、“地域が支え、育てる”持続可能な公共交通の確立を目指すことを基本方針に掲げ、その実現に向けて「公共交通マニュアル」の整備に取り組むこととしたことから策定するものです。

このマニュアルは、公共交通空白地域※1及び公共交通不便地域※2において移動手段を導入する際に、地域が主体となって自分たちのライフスタイルにあった公共交通を導入することができるよう、導入の手法等を明確化するものです。

※1 公共交通空白地域とは、鉄道駅及び路線バスのバス停から概ね500mの範囲より外側の地域とする。

※2 公共交通不便地域とは、路線バス等のバス停はあるものの、便数が少なく公共交通のみでは生活が困難な地域とする。

■地域主体による生活交通確保策の基本的な考え方

本市において、生活交通の導入を検討する際は、その地域に既存の公共交通機関が存在する場合には、まず、その公共交通機関を維持する施策を展開することを基本とします。

それ以外の地域において、その地域の特性を踏まえ、その地域に適した運行形態等を選択していきます。

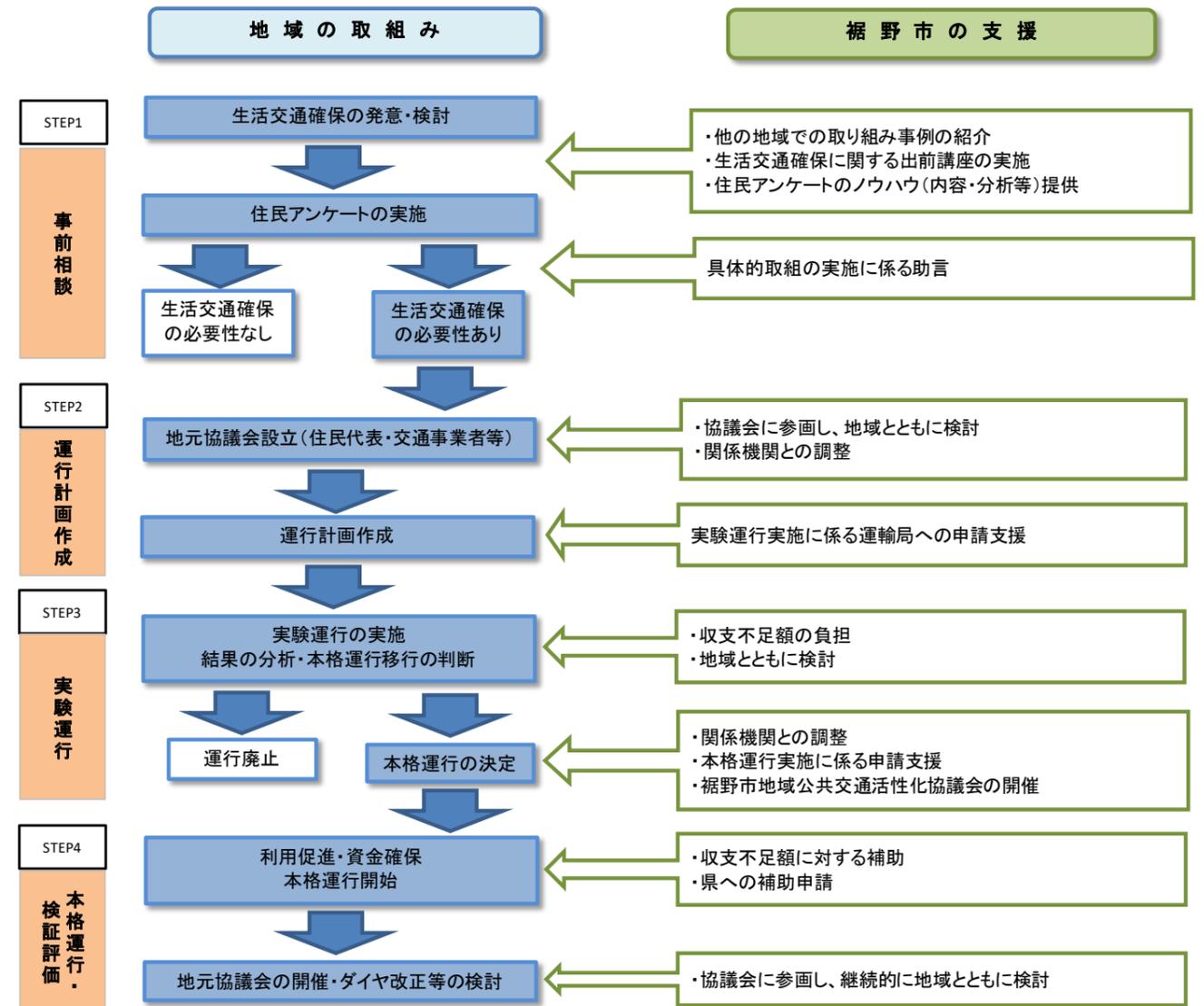
| 運行形態 | 運行主体 | 概要 |
|--|---------------------|--|
| ①乗合タクシー (定時定路線) [バス車両を活用する場合を含む] | バス タクシー 事業者 | 路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行形態 |
| ②乗合タクシー (デマンド型) [バス車両を活用する場合を含む] | | ○路線不定期運行 路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行形態 ○区域運行 路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行形態 |
| ③チャーター (貸切) | 貸切バス タクシー 事業者 | 町内会等が貸切事業者からバスやタクシー車両を貸切り、運行する方式 乗客から直接運賃を収受することは不可 |
| ④タクシー | タクシー 事業者 | 路線や時間を定めず、予約時等に運行 メーター等の表示額により運賃を支払う距離制運賃や、実拘束時間に応じて支払う時間制運賃等がある |
| ⑤スクールバスや企業 バスの活用 | 学校・病院等 | 自動車教習所、スイミングスクール、病院、商業施設、大学などが運行する送迎バスの空席を活用して運送 |
| ⑥公共交通空白地有償 運送 (過疎地有償運送) | NPO等 | 過疎地域などバスやタクシーなどの公共交通機関だけでは、十分な輸送サービスが確保できない場合、NPO法人等※が実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって行う輸送サービス |
| ⑦無償運送 (ボランティア運送) | 地域 | 自家用車を使用して無償で運送する方式 乗客から直接運賃を収受できない(燃料代等の実費は収受できる場合あり) |

■運行に関する役割分担と支援事業のイメージ



■地域主体による生活交通の導入・運行手順

本市においては、各種支援制度利用しながら、地域が主体となって生活交通の導入・運行に取り組みます。基本的な手順は下記のとおりで、4ステップに沿って進めていきます。



■費用負担のルール

地域主体の生活交通を本格運行する際の費用負担のルールとして、市の負担は運行経費の2/3までを上限とし、残り1/3を運行収入(運賃収入、沿線の企業・店舗等の協賛金)で確保できない場合は、不足分を地域で負担することとします。これは、地域で利用促進を図り、公共交通を「守り」「育てる」という意識を醸成するためのものです。

